介護施設における食費・居住費と

高額介護(予防)サービス費の負担限度額が



①介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度

補足給付の預貯金要件の見直し	R3.7 月まで	見直し後(R3.8 月~)
年金収入等80万円以下(第2段階)	単身 1,000 万円 一 夫婦 2,000 万円 —	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)		単身 550 万円、夫婦 1,550 万円
年金収入等 120 万円超 (第3段階②)		単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

※年金収入等=公的年金等収入金額(非課税年金を含みます)+その他の合計所得金額

食費の負担限度額の見直し	施設入所者		ショートステイ利用者	
受賞の負担恢复額の兄直し	R3.7 月まで	見直し後(R3.8月~)	R3.7 月まで	見直し後(R3.8月~)
年金収入等80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120 万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,360円

補足給付の対象ではない人

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により 決められています。

②毎月の負担上限額(高額介護サービス費)

○高額介護サービス費とは

1 カ月に支払った介護サービス利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の人の負担限度額は月額 44,400 円です。

〇見直し内容

	区分	負担の上限額	(月額)
新設	課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100円	(世帯)
設	課税所得 380 万円(年収約 770 万円)~課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)未満	93,000円	(世帯)
	世帯内のどなたかが町民税を課税されている人で、課税所得 380 万円(年収約 770 万円)未満	44,400円	(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円	(世帯)
	前年の公的年金など収入金額 + その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人など		(世帯) (個人)
	生活保護を受給している人など	15,000円	(世帯)

○見直しの対象

介護サービスの利用者または同一世帯に課税所得 380 万円(年収約 770 万円)以上で 65 歳以上の人がいる場合、見直しの対象となります。

【お問合せ先】三戸町役場 健康推進課 ☎ 20-1153

[※]食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円から1,445円(日額)に変わります。

⁽注) 居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者など(第1段階)の負担限度額は、 食費・居住費ともに変更ありません。